

アフリカ知的財産ニュースレター 2015年7月号・初回拡大版 (Vol.1)

＜アフリカにおける知的財産：序論＞

このシリーズ記事においては、アフリカにおける知的財産関連の法体系、問題及び発展について論じるとともに、それらが日本企業にどのような影響を及ぼす可能性があるかを検討していく。今回の最初の記事では、まず手始めにアフリカに関する一般的な情報を提供し、アフリカ大陸の経済的展望について考察する。それと同時に、アフリカに存在する知的財産構造をごく大雑把に検分してみることにしよう。

＜アフリカーファクツ＞

アフリカは世界で2番目に大きな大陸で、大きさでこれを凌ぐのはアジアのみである。アフリカには54の国があり、大陸全体の人口は10億人を超え、世界人口の14%程度を占めている。

かつてアフリカの大部分は欧州の大国によって植民地化されており、言語・法体系等の面で植民地化による痕跡が残っている。例えば、ケニア、ウガンダ、ナイジェリア、ガーナ、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカなど、アフリカ東部、西部及び南部の多くの国は---これらの国に住む人々の多くが現地語を話しており、英語はおそらく第二言語であるという事実があるにもかかわらず英語圏の国と見なされている。同様に、中央アフリカと西アフリカの大半---コンゴ民主共和国、カメルーン、コートジボワール、マリ等の国々---はフランス語圏と見なされている。アフリカには、アンドラやモザンビークなどポルトガル語を公用語とする少数の国もある。以上すべての国々の法体系は、かつての宗主国による多大な影響を被ってきた。

アフリカ大陸の北部には、アラビア語を公用語としている幾つかの国がある。実際には、北アフリカとアフリカ大陸の残りの部分を区別するのは極めて一般的なことであり、後者の地域は「サブサハラ・アフリカ」と呼ばれている。

<アフリカー経済データ>

アフリカが最も大きな経済成長が見込まれる大陸であるという事実に言及する際に、「Africa rising (前途有望なアフリカ)」という言い方がしばしば用いられる。確かにアフリカは低レベルから発展してきているが、特に、欧州など世界の他の地域における成長の鈍化を考慮した場合、アフリカ発展のストーリーはきわめて注目すべきものである。アフリカの経済規模が2000年以降3倍に拡大したという報告もある。

過去数年間のアフリカの成長予測は6%台であったし、特定の国々について言えばその数値は10%を超えている。この成長によってアフリカは世界の中で最も急速に成長しつつある地域となっている。つまり、世界で最も急速に成長しつつある経済圏15地域のうち9地域までがアフリカにあり、その大半はサブサハラ・アフリカにあるということである。このめざましい成長の主な理由の一つは、極東諸国からの強力な商品需要であった。

国際通貨基金（IMF）は最近になってアフリカの成長予測を若干下方修正し、4.5%程度としている。この下方修正に当たって IMF は次のような多数の要因を考慮していた：極東諸国からの需要の鈍化；米国の金利上げの見込み；相当数のアフリカ諸国における電力不足と劣悪な輸送インフラ；ナイジェリア等、アフリカの一定地域における政治的不安定性（その大半にはイスラム原理主義が絡んでいる）；エボラウィルスの影響；政治的腐敗。近年の急成長にもかかわらずサブサハラの人口の72%程度が未だに貧困生活を送っているという事実も、IMF は考慮に入れている。

消費もまた重要な役割を演じるようになってきているという点は銘記しておくに値する。ナイジェリア、南アフリカ、エジプト、モロッコ、ガーナ、アンゴラ、ケニアといった国々では、中産階級層が劇的に増加してきており、その結果として現在これらの国々では消費財に対する膨大な需要が存在しているのである。従って、消費者の消費行動はアフリカ諸国の経済成長を促す重大な推進要因となってきている。

アフリカに対する外国の直接投資もやはり拡大しつつある。アフリカ大陸全体が2014年度に受け取った投資額は1,280億米ドル前後に達し、2013年の576億米ドルから著しい増

加を見せている。これらの投資のうち、およそ 44%は不動産、サービス業及び建設業のプロジェクトに向けられ、25%程度が石油、天然ガス及び石炭に向けられた。

個々の国に目を向けると、ナイジェリアはアフリカ最大の人口を擁する国であり、アフリカ最大の経済を抱えている。現在 1 億 7,000 万人の人口と年 2~3%の人口増加率を考えれば、ナイジェリアの人口は 2045 年までに米国を追い抜くものと予想される。ナイジェリアの国内総生産は 5,100 億米ドルを超えており、同国は、近い将来世界経済のトップテン入りを果たそうという野心を抱いている。ナイジェリア経済は同国の莫大な石油備蓄を基礎にしているが、電気通信、銀行業、映画製作等の産業も経済を支えている。アフリカで 2 番目に大きな経済は南アフリカで、同国の GDP は 3,700 億米ドル台に達している。

アフリカには、南部アフリカ開発共同体 (SADC)、東アフリカ共同体 (EAC)、東南部アフリカ市場共同体 (Comesa) をはじめとする自由貿易地域がある。2015 年 6 月、アフリカの首脳達がこれら 3 つの自由貿易地域を単一のブロックに統合することで合意したとの発表がなされた。この合意は三機関自由貿易協定 (TFTA) という名称で呼ばれることになる。これにより、事実上、ケープタウンからカイロまで 26 カ国にまたがって広がる自由貿易地域が創設されることになる。この構想は 2017 年実施される予定で、6 億人を超える人々が住む地域全体にわたって 1 兆米ドル程度の価値を有する経済活動に刺激を与えることを意図している。これは非常に前向きな進展である。

<アフリカ—知的財産 >

こうした経済成長に伴い、知的財産法とその登録制度の大幅な改善と相まって、知的財産に対する意識も育ってきている。ここ数年を通じて、ブルンジ、ジブチ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ケニア、リビア、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、ウガンダ、ザンジバルなど、多くの国において知的財産法の近代化や改正が行われてきた。情報通信技術 (ICT) の構造面でも相当の自動化や改良が見られ、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の地域登録制度及びナイジェリアが最近オンライン化された。現状はまだ完全とはほど遠いが、その目指す方向は間違っていない。

<国際条約>

日本その他の先進工業国が加盟している主要な国際知的財産協定、例えば知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、世界知的所有権機関（WIPO）、パリ条約、ベルヌ条約などにアフリカのほとんどの国が加盟していると聞けば、アフリカに投資しようとする日本企業は心強く感じるだろう。多くのアフリカ諸国は特許協力条約（PCT）に加盟しているため、アフリカにおいてPCT出願によって発明を保護することは可能である。相当数のアフリカ諸国は意匠の国際登録制度に関するハーグ制度にも加入している。

マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）

アフリカでかねてから論争の的になっている国際条約の一つであり、実際に最近のニュースにも数多く登場しているのが商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）である。マドリッド協定による国際商標登録制度に現在加入しているアフリカの国は以下のとおりである。

アルジェリア※、ボツワナ、エジプト、ガーナ、ケニア、リベリア、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ

※マドリッド協定のみ

アフリカの一部の国における国際登録の有効性や権利行使の可能性をめぐることは、長年わたって懸念が存在している。このトピックだけで独立した一編の記事のテーマに十分なりうるほどだが、問題をごく手短かにまとめれば次のようなことだ。前に述べたように、アフリカにある国のうち相当数はかつてイギリスの植民地であり、これらの国々は「英国法系」の国家として説明されることもある。英国法系国家の特徴の一つは、マドリッド・プロトコル等の国際条約は当該国の制定法によって正式に法律に組み込まれるまでその国の法律の一部とはならない、という点である。マドリッド・プロトコルに加入しているアフリカの英国法系国家のうち相当数の国が、この協定文書を自国の国内法に正式に導入していない。その結果として、これらの国々における国際登録の有効性及び権利行使の可能性に関して疑義が生

ことになる。こうした疑念が存在する国の中にはリベリア、ナミビア、シエラレオネ、ザンビア、ジンバブエが含まれ、ガーナやスーダンについても比較的軽度ではあるが懸念がある。

だが、アフリカにおける国際商標登録にまつわる真の論争は、地域知的財産同盟であるアフリカ知的財産機関（OAPI）が最近マドリッド・プロトコルに加入したという事実をめぐって展開されている。この問題は次の項で論じることにはしたい。



<地域登録制度>

アフリカにおける知的財産保護の独特な特徴は、2つの地域登録制度が存在することである。この2つのうち良く知られている方の制度は、フランス語の名称である「*Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle*」又はその頭字語の OAPI として知られている。

OAPI

OAPI の所管する制度はフランス語圏に属するアフリカの大部分で適用されているものである。OAPI の制度は、特許、登録意匠及び商標を対象としている。この制度の働き方は非常に単純である――単一の出願ですべての OAPI 加盟国がカバーされる。欧州連合の共同体商標登録と少し似ている。だが、両者の間には重大な違いが存在する――OAPI 加盟国は自前の知的財産制度を持っていないため、どれか一つの国で国内登録を得ることは不可能なのである。OAPI の制度に加盟しているのは以下の国々である。

ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、コモロ連合

経験上、OAPI の制度は長年にわたって上手く機能している。優先権の主張は可能であるし、どちらかといえばユーザーフレンドリーな制度である――例えば商標の場合、役務商標の保護は認められるし、商品及び役務が1件の出願でカバーできない場合が稀にあるが、複数区分を出願することも可能である。

ところが2015年3月5日、OAPI は地域としての資格でマドリッド・プロトコルに加入した。欧州連合が地域としての資格で加盟しているのと同様である。この加入がもたらす影響として、マドリッド・プロトコルに加盟している国（日本など）に拠点を置く企業は、OAPI に出願する代わりに、国際登録の領域指定の対象として OAPI を指定することにより、OAPI 加盟国において商標保護を得ることが将来的に可能になるだろう。

だが、この点が大きな物議を醸すものであることが判明した。OAPI のマドリッド・プロトコル加入は、同機関の管理理事会の決議によるものであって、OAPI 同盟を発足させた文

書（いわゆる「バンギ協定」）の改正によるものではなかったからである。OAPI 法を専門としている法律家の多くは、バンギ協定が国際商標に全く言及していない以上、単なる決議による OAPI のマドリッド・プロトコル加入は無効だと考えている。従って、国際登録に関して OAPI を指定したとしてもその指定は有効又は権利行使可能ではない、と彼らは信じているのである。

この争点をめぐって現在のところ激しい論争が展開されており、この問題が最終的に裁判所に持ち込まれる公算はかなり大きい。事態がより明瞭になるまでは、国際登録を通じて OAPI 諸国をカバーすることには現実的なリスクが伴うものと思われる。この問題については、今後の記事の中で更に詳細に論じることになりそうである。



ARIPO

アフリカに存在する第2の地域登録制度は、「アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）」が所管するものである。この制度は、英語圏に属するアフリカの大部分で適用されている。ARIPOの加盟国は以下のとおりである。

ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

この登録制度は1976年以来存在しているが、適用範囲が拡張されて商標にも適用されるようになったのは1997年になってからである。加えて、ARIPOに基づく商標保護を提供している加盟国が半数に過ぎないという点も注目に値する。OAPIと同様、ARIPOの登録制度も特許、意匠及び商標をカバーしているし、優先権も主張可能である。だが、OAPIとは異なり、ARIPOは単一出願システムではなく、指定国システムを採っている。商標の国際登録に関するマドリッド・プロトコルと若干似ている。別の言い方をすれば、出願は中央の当局で行われ、出願人は自らが保護を求める幾つかの国を指定するのである。出願のコストは指定される国の数によって異なる。各指定国の知的財産庁は、12ヶ月以内に自国領内での保護を拒絶する機会を与えられる。更に、各加盟国は国内登録という選択肢を提供している。

韓国から580万米ドルの投資を受け、世界知的所有権機関（WIPO）からの支援もあって、ARIPOのシステムは最近オンライン化された。その結果、現在では電子出願サービスが利用できるようになっており、ハラレ（ジンバブエ）に所在するARIPO本部と加盟国の知的財産庁との間の電子的なつながりは拡大している。ARIPOは特許に関しては上手く機能しているが商標に関しては深刻な問題を抱えている、というのが我々の長年の見解であった。その理由はやはり、先ほど国際登録という文脈の中で述べた英国法の問題に関係している。ARIPOに所属する幾つかの国は、ARIPOの制度を拡張して商標に適用する旨の協定（バンジュール議定書）を自国の国内法に導入していない。その結果、幾つかの国においてはARIPOの商標登録の有効性及び権利行使の可能性に関する疑念が生じている。そのような国としては、リベリア、マラウイ、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ウガンダ等が挙げられる。

ARIPO の商標登録に伴う問題に加えて、ARIPO の制度が複数区分出願を認めているという事実にもかかわらず、複数区分にまたがる商標出願を認めていない加盟国が相当数ある。加盟国であるマラウイに至っては、ARIPO の制度が役務商標の保護を提供しているという事実にもかかわらず、役務商標に保護を与えてすらいない。要するに、ARIPO の商標登録制度は若干混乱しているため、これを避けるに越したことはない、というのが我々の見解である。ほとんどの商標権者はこの評価に同意しているように思われる---1997 年以來、ARIPO に提出された商標登録出願の件数は 2,000 件を僅かに超える程度だからである。ARIPO の商標登録に関わる問題については、今後の記事の中で更に詳しく論じることになりそうである。



<国内登録制度>

OAPI 加盟国を例外として、アフリカのすべての国が国内登録制度を備えている。この多くはごく普通の登録制度であるが、中にはやや奇妙な制度もあり、全く機能していないものもある。以下にいくつかの事例を示す。

ブルンジ

2009 年になるまで、ブルンジで登録された商標の登録期間は無期限であった。だが、2009 年に法改正が行われ、10 年の固定登録期間が導入された。その結果として、2009 年より前にブルンジで商標登録を取得した企業は、現在それら「無期限の」登録を 2019 年までに更新する必要に迫られている。

エチオピア

最近になるまで、エチオピアには非公式な商標登録に関する規定しか存在しなかった。この非公式な商標登録は「cautionary notice」（商標所有を示す警告的な通知の、情報媒体での公表）と称されることもある。最近になって法改正がなされたため、2006 年 7 月 7 日より前に取得された非公式な商標登録については、2014 年 12 月 23 日までの再登録が義務づけられた。

南スーダン

最近、旧スーダンは国家分裂によって 2 つの国に分かれた。スーダンと南スーダンである。南スーダンは 2011 年 7 月に独立し、結果的に同国では旧スーダンの商標登録は同国の独立の日付を以て効力を失うこととなった。

独立から 4 年が経過しているにもかかわらず、南スーダンには依然として自前の知的財産法や登録制度が存在しない。但し、「営業登録局」（Business Registry）が非公式な商標登録出願を受け付けており、登録可能性等の争点に関してはスーダンの商標法が指針として用いられている。これら非公式な登録はしかるべき時期が来れば法によって追認されるものと考えられている。また、これら非公式な登録は後続出願に対して引用されるであろうし、訴訟において認められることすらあり得ると思われる。この非公式な登録制度にはおそらく利用価値があるものと考えられる。

リビア

リビア商標庁は2014年7月に閉鎖された。だが、最近になって商標局が業務を再開したという報告があった。この噂を調査した結果、同国の商標登録所が現在は武装組織「ファジル・リビア」(Fajr Libya)の管理下にあることが確認された。ファジル・リビアは登録官を任命し、登録所が業務を開始し、事案を処理できる状態にある旨表明している。当面のところ、リビア政府及び議会はトリポリから撤退し、アルバイダ市から国家を運営しようと試みている。状況は極度に不安定であり、ほとんど警告無しに事態が急変することもありそうである。現時点では、武装勢力が現在の地位をいつまで保てるか、政府が支配権を取り戻すのはいつか、あるいはそもそも支配権の奪回がありうるのかどうか、確言することができない。商標案件を登録所に出願することは可能であるように思われるが、万一政治情勢が変化した場合、その案件が有効と見なされるか否か定かではない。当面のところ、極めて慎重なアプローチをとることになる。特許庁は商標庁とは完全に別の組織であり、トリポリの産業リサーチセンター(Industrial Research Centre)に所在し、政府官僚によって運営されている。

ソマリア

ソマリアでは長年にわたって内戦状態が続いている。その結果として、同国には知的財産法は全く存在しない。

<欧州との協力>

アフリカにおいては地域間ないし大陸間の協力を注目の大半が集まっているが、一部の国は欧州との協調関係を深めるというアプローチに従っているようである。

モロッコ

モロッコは、地理的には他のいずれのアフリカ諸国よりも欧州に近い。モロッコの知的財産当局(産業商業財産庁)は最近異例な動きを見せて欧州特許庁との協定に調印し、それにより欧州特許の認証が可能になった。その結果、2015年3月1日以来、欧州特許出願又は欧州を指定地域とするPCT出願の中でモロッコを指定国とすることが可能になっている。

モロッコにおいて認証された欧州特許は、同国内でモロッコ特許と同じ法的効果を持ち、モロッコ特許法の適用を受けることとなる。これは、モロッコが欧州特許条約（EPC）の締約国でも、いわゆる「拡張協定国」でもないという事実にもかかわらず実現した措置である。

チュニジア

北アフリカに位置するもう一つの国チュニジアも欧州特許庁との類似の協定に調印しているが、国内法の改正が未だなされていないため、この協定はまだ発効していない。

<日本との協力>

興味深い展開として、最近、エジプト特許庁と日本国特許庁（JPO）が「特許審査ハイウェイ（PPH）」の試行プログラム実施に合意した。日本企業のためにエジプト国内での特許付与手続を迅速化することが目的である。2015年6月1日以降、日本企業の特許出願がJPOによって特許可能と判断されている場合、その企業は当該出願に対応するエジプト特許出願に関して審査の迅速化を請求することができるようになった。なお、7月6日現在、日本はエジプトを含めて34カ国・地域とPPHを実施している。

<アフリカにおける知的財産をめぐる興味深い側面>

知的財産という規範や先進世界のトレンドにアフリカが追随しようとするほど、先進国との違いが目につくようになっている。

偽造

偽造は世界中で大きな問題となっているが、特にアフリカでは問題が深刻であるように思われる。世界保健機関（WHO）の推定によれば、アフリカの医薬品市場の製品の30%程度が偽造医薬品だという。このことは、もちろん、極めて憂慮すべきことである。それゆえ、アフリカで新たに制定される知的財産法の大半に顕著に見られる特徴が偽造対策措置の強化であるとしても、特に驚くにはあたらない。

伝統的知識

伝統的知識の保護は、アフリカでは大きな問題であり、様々な形をとって導入されてきた。例えばガンビアでは、当局が特別立法による伝統的知識の保護を採用している。他方、伝統的知識と知的財産は全く別の分野だと感じている多くの法律家が仰天したことには、南アフリカでは、現行の知的財産法の改正によって伝統的知識の保護が導入されてしまった。

憲法上の問題

憲法制定から 20 年と少ししか経っていない南アフリカでは、憲法上の問題が大きく立ちまわっている。相当数の知的財産訴訟において、憲法上の権利が主張されているのである。例えば、ある訴訟では、憲法上の権利である表現の自由が、一定の状況下では商標侵害の主張に対する抗弁となり得ると判示された。表現の自由に基づく抗弁はある著作権侵害訴訟においても主張されているが、その公判はまだ始まっていない。南アフリカの最高裁判所に上告されつつある 1 件の訴訟は、大企業が自社の被雇用者の発明を金銭補償なしに奪取したという主張に関わるものであり、当事者の交渉上の地位の不平等性を裁判所は自動的に考慮すべきか否かという問題が争点となっている。また、南アフリカは、自社のタバコ製品を商標表示のない簡素なパッケージに収めて販売することをタバコ会社に義務づける法律（いわゆる「プレーン・パッケージ法」）を導入しようとしているが、これは、憲法上の根拠に基づいて異議が提起される可能性の極めて高い論点である。

知的財産哲学

知的財産に対するアフリカの見方は先進工業国の見方と常に一致するとは限らない、とっておくのが安全である。アフリカの大部分が抱いている強固な見解は、知的財産はアフリカ及びその他の開発途上国を潤すよりも遙かに大きな利益を先進工業国にもたらず、というものである。医薬品の文脈では、アフリカの消費者が多国籍企業に搾取されているという根強い感覚が存在し、特にそれが顕著である。南アフリカでは、同国の政府が最近作成した知的財産政策文書が、この点で物議を醸す、以下の見解を主張している：「*自国産のテクノロジーやイノベーションの程度の低い開発途上国が知的財産制度から利益を得ていることを示す実証的証拠は存在しない*」。

この政策文書がもたらした帰結として、南アフリカの当局は、医薬品特許の「エバーグリーン化」に歯止めをかける措置を将来的に実施すると発表した。エバーグリーン化とは、言い換えると、当初の処方改良に関する特許の取得を通じて医薬品特許の有効期間を延長する業界実務である。更に、特許審査、特に医薬品特許の分野の審査が南アフリカに導入される予定であるとの発表もなされている。

以上に述べたような問題ゆえに、アフリカは、知的財産法を実施するに当たって、課題山積だが興味深い場所となっている。

(以上)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター2015年7月号・初回拡大版 (Vol.1)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2015年7月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。